

# 日本フェミニスト経済学会会則

2008年4月19日発効

(名称)

## 第1条

本会は日本フェミニスト経済学会と称する。

2

本会の英語名は、The Japan Association for Feminist Economics とする。

(目的)

## 第2条

本会は、専門領域をこえて、フェミニスト経済学の学際的な発展をめざし、そのための研究および情報交換を行うことを目的とする。

(事業内容)

## 第3条

前条の目的を達成するため、本会は次の事業を行う。

- (1) 研究会の開催
- (2) 公開講演会の開催
- (3) 学会誌、情報誌の発行
- (4) フェミニスト経済学国際学会（IAFFE）など国外の組織との交流・連携
- (5) その他本会の目的達成に必要なこと

(会員構成)

## 第4条

本会の会員は第2条の目的に賛同して入会した、研究者、政策立案者等をもって構成する。所属を問うものではない。

(入会)

## 第5条

本会に入会しようとするものは、会員1名の推薦をもって、事務局に入会申込書を提出し、幹事会の承認を受けるものとする。

(会費)

## 第6条

会員は所定の会費を納入するものとする。

2

会費の額は総会で決定する。

(退会)

## 第7条

会員は書面（事務局への郵送、メール等）をもって事務局に通知すれば退会することができる。

2

会費を3年間滞納した会員は自然退会したものとみなす。自然退会となった者が再入会を希望する場合には3年分の会費額を納めることを原則とする。

(幹事)

第8条

本会に幹事若干名を置く。

(幹事会)

第9条

幹事会は総会において一般会員中より選出された選出幹事と第15条5に定める指名幹事により構成する。

(代表幹事)

第10条

幹事のなかから代表幹事1名を選出し、本会の代表者とする。

2

代表幹事は、総会の議長をおこない、また幹事会を主催する。

3

代表幹事の任期は2年とし、再任は継続して2回かぎりとする。

(幹事の任期)

第11条

幹事の任期は2年とし、再任はさまたげない。

(会計監査)

第12条

本会に会計監査2名を置く。その選出は、幹事会が会員中より推挙し、総会で承認を得るものとする。任期は2年とする。

(総会・臨時総会)

第13条

本会は毎年1回総会を開催する。

2

幹事の過半数が必要と認める時、または会員の3分の2以上の請求がある時は臨時総会を開催する。

(総会の議長・採決方法)

第14条

総会における議長は代表幹事がこれにあたる。総会の決定は、第16条のほかは出席会員の過半数により、可否同数の場合は議長の決定によるものとする。

(幹事会の運営)

第15条

幹事会は必要に応じて開催し、会の運営にあたる。

2

幹事会は運営上の事務を執り行うために事務局を置く。

3

代表幹事は事務局長を指名し、幹事会の承認を得ることとする。

4

事務局長は幹事とする。

5

幹事会は必要に応じて、第 9 条に定められた選出幹事の他に、会員の中から幹事を指名して加えることができる（指名幹事）。

(会則変更・会の解散)

第 16 条

本会則の変更、または本会の解散には、総会において出席会員の 3 分の 2 以上の賛成を得なければならない。

(会計年度)

第 17 条

本会の会計年度は毎年 4 月 1 日～翌年 3 月 31 日とする。

付則 1 本会則は 2008 年 4 月 19 日より施行する。

一部改正 ; 2017 年 7 月 8 日